

法規 令和5年2月期 B問題

[1] 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び A 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 C を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	員数	検査の結果	当該検査
2	員数	点検の結果	その一部
3	技能	検査の結果	その一部
4	技能	点検の結果	当該検査

正答

正答は2である。

[2] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が固定局の免許の申請書を受理したときに審査しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

正答

正答は2である。

[3] 「無人方式の無線設備」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 2 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 3 遠隔地点における測定器の測定結果を、自動的に送信し、又は中継する無人の無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であつて、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

正答

正答は4である。

コラム：試験で出題される電波法施行規則第二条の定義「無線電中継装置と無人方式の無線設備」

四十四 「無線電中継装置」とは、送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

四十五 「無人方式の無線設備」とは、自動的に動作する無線設備であつて、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

無線電中継装置は、無線工学の試験問題にも出題され、一陸特では反射板について出題されている。また無人方式の無線設備にはテレビ放送用の無線中継局などがあり、様々な場所で見ることができる。



[4] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。
注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて総務省令で定めるものを施設する場合を除く。
- 3 空中線電力50ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。

正答

正答は3である。

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。

- (1) 空中線の A がなるべく大であること。
- (2) 整合が十分であること。
- (3) 満足な指向特性が得られること。

② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) B の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) C よりの輻射

	A	B	C
1	利得及び能率	水平面	給電線
2	強度	垂直面	給電線
3	利得及び能率	垂直面	送信機
4	強度	水平面	送信機

正答

正答は1である。

[6] 無線従事者の免許が与えられないことがある者に関する次の事項のうち、電波法（第42条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を有しなくなった者
- 2 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 不正な手段により免許を受けて電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者

正答

正答は1である。

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第52条、第53条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された A の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 B は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ ①又は②に違反して無線局を運用した者は、 C に処する。

A	B	C
1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式及び周波数	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 目的又は通信の相手方若しくは通信事項	電波の型式、周波数及び空中線電力	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 目的又は通信事項若しくは運用許容時間	電波の型式及び周波数	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 目的又は通信事項若しくは運用許容時間	電波の型式、周波数及び空中線電力	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

正答

正答は1である。

[8] 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に関する次の事項のうち、電波法（第57条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実用化試験局を運用するとき。
- 2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 3 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。
- 4 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

正答

正答は2である。

[9] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第28条及び第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 A 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に B の停止を命ずることができる。
- ③ 総務大臣は、②の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に C させなければならない。
- ④ 総務大臣は、③により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに②の停止を解除しなければならない。

	A	B	C
1	高調波の強度等	無線局の運用	電波の質の測定結果を報告
2	空中線電力の偏差等	電波の発射	電波の質の測定結果を報告
3	高調波の強度等	電波の発射	電波を試験的に発射
4	空中線電力の偏差等	無線局の運用	電波を試験的に発射

正答

正答は3である。

[10] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

	A	B	C
1	混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2	電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数
3	混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
4	電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力

正答

正答は4である。

[11] 次に掲げる処分のうち、無線局（登録局を除く。）の免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当しないものはどれか。電波法(第76条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 期間を定めて行う周波数の制限
- 2 期間を定めて行う空中線電力の制限
- 3 期間を定めて行う運用許容時間の制限
- 4 期間を定めて行う電波の型式の制限

正答

正答は4である。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状について述べたものである。電波法（第21条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- ② 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 A しなければならない。
- ③ 免許人は、①の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 無線局の種別及び局数
 - (3) 識別信号
 - (4) 免許の番号
 - (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
- ④ 免許人は、免許状を B 等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
 - (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 無線局の種別及び局数
 - (3) 識別信号
 - (4) 免許の番号
 - (5) 再交付を求める理由
- ⑤ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたとき、又は免許状の再交付を受けたときは、 C 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

A	B	C
1 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	破損し、汚し、失った	10日以内に
2 1箇月以内にその免許状を返納	破損し、汚し、失った	遅滞なく
3 1箇月以内にその免許状を返納	破損し、失った	10日以内に
4 速やかにその免許状を廃棄し、その旨を総務大臣に報告	破損し、失った	遅滞なく

正答

正答は2である。